

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（外務省）

1 定義

管轄刑事事件、証拠の提供、裁判上の証拠調べ、書類の送達、受刑者証人等移送、引渡犯罪人の引渡し、仮拘禁、執行協力等について、所要の定義規定を設けることとした。（第二条関係）

2 通則

（一） 国際刑事裁判所からの協力の請求の受理、国際刑事裁判所との協議、国際刑事裁判所に対する証拠の送付及び財産の引渡し等の事務は、外務大臣が行うものとした。（第三条関係）

（二） 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）に適合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所が発する協力請求書又は外務大臣の作成した協力の請求があったことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとした。（第四条関係）

3 証拠の提供等

（一） 証拠の提供

法務大臣は、外務大臣から証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当しないときは、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る

協力に必要な証拠の収集を命ずる等の措置をとるものとした。(第六条関係)

(二) 裁判上の証拠調べ及び書類の送達

法務大臣は、外務大臣から裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面を送付するものとした。(第一四条関係)

(三) 受刑者証人等移送

法務大臣は、外務大臣から受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、三〇日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をするものとした。(第一七条関係)

4 引渡犯罪人の引渡し等

(一) 引渡犯罪人の引渡し

(1) 法務大臣は、外務大臣から引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をすべき旨を命ずるものとした。

(第二〇条関係)

(2) 東京高等検察庁検事長は、(1)の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁さ

れ、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならないものとした。

(第二一条関係)

(3) 法務大臣は、東京高等裁判所による引渡犯罪人を引き渡すことができる旨の決定があつた場合において、一定の事由に該当しないときは、東京高等検察庁検事長に対し引渡犯罪人の引渡しを命ずることとした。(第二五条関係)

(二) 仮拘禁

法務大臣は、外務大臣から仮拘禁に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当すると認める場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁をすべき旨を命じなければならないものとした。

(第三四条関係)

5 執行協力

(一) 法務大臣は、外務大臣から執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずるものとした。(第三九条関係)

(二) (一)の規定による命令を受けた検事正は、その庁の検察官に執行協力に必要な措置をとらせ、執行協力の実施に係る財産を保管しなければならないものとした。(第四〇条関係)

6 国際刑事警察機構に対する措置

国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること等の措置をとることができるものとした。（第五二条関係）

7 国際刑事裁判所の運営を害する罪

(一) 他人の管轄刑事事件に関する証拠隠滅その他国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則に関して所要の規定の整備を行うこととした。（第五三条～第六四条関係）

(二) (一)の罪は、刑法第三条の例に従うこととした。（第六五条関係）

8 この法律は、一部の規定を除き、規程が日本国について効力を生ずる日から施行するものとした。